

○田川地区清掃施設組合議会傍聴規則

平成 13 年 4 月 1 日

議会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴人について必要な事項を定め、議会の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(傍聴の届出)

第 2 条 傍聴しようとする者は、議長に自己の住所、氏名及び年齢を届け出なければならない。

(傍聴券)

第 3 条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券(様式第 1 号)を発行することができる。

2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

(傍聴人の数の制限)

第 4 条 議長は、取締のため必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場入場の禁止)

第 5 条 傍聴人は、議場に入ることはできない。

(傍聴の禁止)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれのある器物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード、その他氣勢を示すおそれあるものを携帯している者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、首巻等を着用しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 議員の言論に対して賛否を表明し、又は拍手しないこと。
- (5) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、すべて議長の指示にしたがわなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(命令による退場)

第9条 傍聴人が、この規則に違反し、又は議場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、退場を命ずることができる。

(退場)

第10条 秘密会を開く議決があったときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年5月10日規則第1号)

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)


傍 聴 券

No. \_\_\_\_\_

田川地区清掃施設組合 議 会 傍 聴 券

適用期間 当日限り

年 月 日

田川地区清掃施設組合 議 会 

(裏 面)

傍 聴 心 得

- 1 傍聴席では次のことがらを守ってください。
  - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。
  - (3) はち巻、腕章の類をして示威行為をしないこと。
  - (4) 飲酒、喫煙をしないこと。
  - (5) 帽子、外とう、えり巻類を着用しないこと。
  - (6) そのほか田川地区清掃施設組合傍聴規則を守ること。
- 2 傍聴席では係員の指示に従い、議長が退場その他の指示をした場合直ちに從って下さい。